

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年4月14日付けで行った法26条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性・不当性を主張しているものと解される。

お金を持っていると言ったら、確認もせずに保護を打ち切られました。私は精神病で健忘症なので、いつ何を言ったか覚えていない事も多く、そんな大金見た覚えもありませんし、生活保護を打ち切られるのを判っていて自分からそんな事を言うはずもありません。生活保護打ち切りの期間にかかった家賃、生活費、医療費など約50万円返して欲しく、お願いしています。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 5月28日	諮問
令和3年 7月30日	審議（第57回第2部会）
令和3年 8月20日	審議（第58回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

そして、法26条は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、被保護者に通知しなければならないと規定している。

- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10によれば、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、認定した収入との対比によって決定することとしている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）は、「第10 保護の決定」の間12

「法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準を示されたい。」の答の「2 保護を廃止すべき場合」において、「(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じない限り保護を再開する必要がないと認められるとき。」又は「(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」は、法26条の規定に基づき保護を廃止すべきであるとしている。

また、課長通知第10・問6・答によれば、保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、保護開始時と異なり、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定するものであることとしている。

- (4) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）第8-37答によれば、収入認定に係る控除の適用の際には、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知）第10・2・(1)・別表2に規定する、勤労に伴う必要経費として定める額を適用することとし、結局、廃止時の要否判定の際には、保護受給中の世帯に対する場合と同様の最低生活費の認定及び収入認定に係る控除の適用を行った上で判断することになっているとしている。
- (5) 次官通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による処理基準である。また、運用事例集における上記取扱いは、法の解釈・運用として合理的なものと認められる。

2 本件についての検討

これを本件についてみると、請求人が福祉事務所を訪れ、担当

者に、現金 850 万円を所持している旨報告し、担当者が請求人宅を訪問して現金の所在を確認してもよい旨申し出たことから、担当者は、後日、請求人宅を訪問し、請求人から、100 万円ほど入った銀行の封筒を見せられたことが認められる。

そこで、処分庁は、請求人が現金で 100 万円程度を所持していることを確認したことから、請求人の最低生活費 166,270 円を上回っていることが判明し、その後 6 か月を超えて保護を要する状態にはない（上記 1・(3)）と判断して、保護廃止を決定したことが認められる。

そうすると、処分庁が請求人の保護を廃止したことは、上記 1 の法令等の定めにもとってなされたものということができ、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は、第 3 のとおり、お金を持っていると言ったら、確認もせずに保護を廃止したことが不服である旨主張する。

しかし、本件処分は、担当者が請求人宅を訪問し、請求人から、銀行の封筒に入った 100 万円ほどの現金を見せられ、目視確認ができたことから、処分庁が、上記 1 の法令等の定めにもとって行ったものであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来